別表第二十三号の表中

設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の無線設備	HS

を

設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の無線設備	HST
設備規則第49条の24の4に規定する携帯移動地球局の無線設備	SCS

に改める。

○総務省告示第六十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号の42の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十八号（宇宙無線通信を行う無線局（インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局（一、六二六・二MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を除く。）の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月一日

総務大臣　山本　早苗

第二項第一号中

「F：必要周波数帯幅と帯域外領域の境界より中心周波数と反対方向に離れる周波数の値」を

「F：必要周波数帯幅と帯域外領域の境界より中心周波数と反対方向に離れる周波数の値（周波数の値」に改める。

第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

四　対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であって、二、〇〇〇MHzから二、〇〇五MHzまでの周波数の電波を送信し二、一九〇MHzから二、一九五MHzまでの周波数の電波を受信する無線局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、第一項から第三項までの規定にかかわらず次のとおりとする。

周波数	不要発射の強度の許容値
ア　一、九二〇MHzを超え一、九九七MHz以下	任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が（一）一一・八デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
イ　一、九九七MHzを超え二、〇一〇MHz以下	次のいずれかの値以下 一　任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が（一）四一デシベル 二　任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が次の式により求められる値 $-15.1-40\log\left(\frac{2F}{0.288}+1\right)$ デシベル F：必要周波数帯幅と帯域外領域の境界より中心周波数と反対方向に離れる周波数の値（単位MHz）

ウ　二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下

任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が（一）一一六・八デシベル以下の値

エ　アからウまでに掲げる周波数以外の周波数

任意の四kHzの帯域幅における等価等方輻射電力が（一）四一デシベル以下の値

○総務省告示第六十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月一日

総務大臣　山本　早苗

表中

2400MHzから2483.5MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注4及び注6

を

2400MHzから2483.5MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注4及び注6
2445MHzから2455MHzまで	近畿総合通信局管内	平成30年3月31日まで	7950W以下	注7 空中線電力は、100W以下に限る。

に、

5490MHzから5690MHzまで	東海総合通信局管内	平成33年6月30日まで	0.4W以下	注7
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下	注8
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下	注9
5650MHzから5830MHzまで	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	注10

を

5490MHzから5690MHzまで	関東総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.4W以下	注8
	東海総合通信局管内	平成33年6月30日まで	0.4W以下	注9
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下	注10
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下	注11
5650MHzから5755MHzまで	関東総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	注12
5650MHzから5830MHzまで	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	1W以下	注13

に

改め、（注10）を（注13）とし、同（注13）の前に次のように加える。

（注12）東京都あきる野市乙津、同市切欠、同市戸倉、同市小和田、同市三内、同市菅生、同市深沢及び同市養沢の区域に限る。

表中（注9）を（注11）とし、（注8）を（注10）とし、（注7）を（注9）とし、（注6）の次に次のように加える。

（注7）京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地の区域に限る。

（注8）東京都西多摩郡檜原村倉掛、同村藤原、同村三都郷及び同村本宿並びに同郡奥多摩町白丸及び同町氷川の区域に限る。